

8. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和3年度も、理事長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行しました。

各業務（セグメント）毎の具体的な取組みの結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和3年度業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku.html



(単位：百万円)

評価項目	評価 (※)	行政コスト
全体の評価	A	
項目別評価		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	A	605
② 農薬関係業務	A	1,112
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	B	864
④ 食品表示の監視に関する業務	A	1,400
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	A	1,010
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	165
⑦ その他の業務	B	466
II 業務運営の効率化に関する業務		
① 業務運営コストの削減	B	
② 人件費の削減等	B	
③ 調達等合理化の取組	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	A	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収入計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	

評価項目	評価 (※)	行政コスト
IV その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	B	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,134
合計		6,755

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。
- －： 業務実績がないため、評価対象としない。

(2) 主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評価(※)	A	－	－	－	－

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

【参考】平成27年度から令和元年度までの5年間の総合評価

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	B	B	B	B	B

(3) 令和3年度の業務の成果

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア 肥料の配合規制の見直しや原料管理制度の導入

肥料法では、農家での施肥の効率化やコスト低減等のニーズに対応するため、堆肥と化学肥料等との配合規制が見直されるとともに、国内の低廉な産業副産物の活用を進めるため、原料規格を定めることにより利用できる原料を明確にし、使用した原料の種類や数量等を帳簿に記帳・保存することを義務づける原料管理制度が導入されました。

令和3年度は、制度の見直し内容を肥料業者等に周知するとともに、新たな制度に基づく原料規格の適合確認に資する情報をとりまとめ、農林水産省に報告しました。



イ 肥料等試験法の改正

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた試験方法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する試験法の開発及び改良、その試験法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な試験法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。

令和3年度(2021年度)は、各試験法に共通する部分や妥当性確認の手順を附属書として別記載し、使用者の利便性の向上を図るとともに、既存の分析法(アンモニア性窒素、水溶性マンガン等)に改良を加え、また、新たに有機ふっ素化合物についての試験法等を開発し、これらを加えて「肥料等試験法(2021)」をホームページに掲載しました。



② 農薬関係業務

平成30年（2018年）の農薬取締法の改正に伴い、令和2年（2020年）4月から、農薬の登録の際に蜜蜂や農薬使用者の健康に対する影響の大きさを評価しています。また、既に登録されている農薬について、一定の期間ごとに最新の科学的知見に基づき安全性を「再評価」という業務が追加されました。この対象となる農薬は4,000剤以上あるため、年ごとに対象となる農薬を決めて順番に進めることになっています。

令和3年12月末までに186の農薬製剤の再評価申請がされ、審査が本格的に始まりました。さらに、農薬の登録審査の質の向上に資する取組みとして、天敵農薬の試験要求に係る指針案を作成、また、微生物農薬については既存ガイドラインの改訂に向けて海外の評価法等に関する情報等を取りまとめ、農林水産省へ報告しました。



③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料の検査体制の見直し・GMPの普及

飼料の安全を確保するため立入検査を実施し、かび毒や残留農薬等の有害物質による汚染状況やBSE（牛海綿状脳症）対策の有効性等を監視してきました。こうした取組みにより我が国のBSE発生リスクは低減し、また、国際的に主流となっている、事業者自らが取り組む原料段階から最終製品までの全段階での適切な工程管理（GMP）の普及・推進により、飼料の安全が確保されています。一方でCSF（豚熱）の国内発生の拡大、アジア地域におけるASF（アフリカ豚熱）のまん延により、肉等を含む食品残さを原料として使用する食品循環資源利用飼料の監視が重要になっており、加熱処理等の基準の見直しが行われたことを受けて、基準に従った加熱が実施されているかの検査を実施しています。

事業者による安全管理の向上を目的とするGMP研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年度と同様、eラーニングで開催しました。講師の説明を録音したパワーポイント動画をWeb上で見ることができます。感染リスクを低減できるだけでなく、場所と時間を選ばず研修を受講できるため、多くの方に参加して頂きました。



イ 飼料の試験業務・国際技術協力

飼料の安全確保に向けて、有害物質による汚染状況の監視のため実施する分析試験については、国際規格であるISO/IEC17025に基づき実施しています※¹。また、安全確保等のための新たな行政ニーズに対応するため、飼料分析の公定法である「飼料分析基準」や「愛玩動物用飼料等の検査法」に定める有効成分やかび毒、農薬等の分析法の開発・改良を行っています。さらに、平成21年(2009年)から国際獣疫事務局(OIE)※²のコラボレーティング・センター(OIE-CC)として、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等も行っています。

令和3年度は、FAMICが令和元年(2019年)に立ち上げた飼料安全のラボラトリーネットワーク※³を活用し、アジア各国のニーズに合わせ、重金属の基準値の設定方法や分析法の研修をWebで実施しました。また、この研修では、OIEアジア太平洋事務所が開催した飼料安全のワークショップと同時に開催することにより、ラボラトリーネットワーク参加国以外の国も対象とし、アジア地域での飼料分析技術の向上と飼料の安全確保に広く貢献しました。



※¹ 「とうもろこし中のかび毒のLC-MS/MSによる定量試験」及び「飼料の動物由来DNA検出試験」についてISO/IEC17025(2017)試験所認定を取得しています。

※² 世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関。動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の策定等を行っています。

※³ アジア太平洋地域の公的な検査機関で構成する任意参加のネットワーク(12ヶ国参加)

④ 食品表示の監視に関する業務

食品表示は、外観を見るだけでは分からない食品の素性を明らかにするものです。消費者は、その食品表示を頼りに自ら求める商品を選択します。特に、我が国の消費者は、原産地の表示に対して非常に高い関心を持っており、原産地が商品選択の大きな要素の一つとなっています。FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と捉え、研究・開発を積み重ね、技術力を駆使して、国産と外国産の価格差が大きい品目等重要度の高い品目を中心に検査を実施しています。

令和3年度は6,153件の検査を実施しました。特に、イカ加工品については、FAMICで新たに開発したDNA分析による種判別技術を用いて市販品のモニタリング検査を行い、複数の商品から表示の疑義を検出しました。その後、農林水産省と共に立入検査を行い、表示の疑義の解明に結びつけました。また、あさりについては、DNA分析による産地判別技術を用いて、農林水産省と連携したあさりの流通実態調査を行いました。



⑤ 日本農林規格等に関する業務

(1) JAS制度の普及、運用

農林水産・食品分野のモノの標準化の制度であるJAS制度が、平成29年(2017年)のJAS法改正で大きく変わり、生産方法(プロセス)、取扱方法(サービス)、試験方法などにも拡大されました。これにより、生産・製造に携わる事業者だけでなく、輸送、販売、保管等のフードチェーンに関わる幅広い事業者が、その商品、技術、取組みをアピールするビジネスツールとして活用できるようになっています。

FAMICは、新たなJASが戦略的に制定・活用され、農林水産物の輸出力強化に繋がるよう、JASの制定等に係る原案作成及びサポートを行うとともに、WEB上での解説動画の公開や新たなJASの提案に繋がる説明会を開催し、JAS制度の普及啓発に努めています。また、有機JASマークを付した食品の輸出拡大のため、我が国の有機認証制度と同等の水準であると認められる制度を持つ国(有機同等国)と有機同等性を相互に承認できるよう、農林水産省が行う二国間協議のサポートを実施しています。

令和3年度は、普及啓発の成果により事業者、大学、研究機関等の発案による規格を含め18件の規格に携わるとともに、有機JASマークを付した食品の輸出拡大では英国と有機同等国としての相互承認を維持しました。また、JASにおける標準化・認証制度(スキーム)を参考としたい東南アジア各国に対して、ASEAN ODA事業におけるJAS講座等を通じた普及啓発を行いました。これにより、東南アジア各国におけるJASの理解が向上するとともに、日本からISO規格の提案等をする際の協力関係の醸成をすることができました。

さらに、令和3年度は平成29年度のJAS法改正により制度化された登録試験業者の初となる登録申請調査を行いました。

(2) FAMIC認定制度の実施

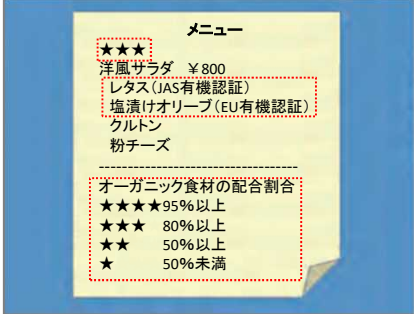
FAMIC認定センターは、平成29年のJAS法改正時に、農林水産分野等の輸出力強化に貢献するため設置されました。認証機関又は試験業者の申請に応じて、ISO/IEC17011に基づき認定業務を実施しています。

令和3年度は、関係機関からの認定ニーズの情報等を活用し、残留農薬分析を行う2試験所に対し、試験所・校正機関の能力に関する国際規格であるISO/IEC17025への適合性審査を行い認定しました。



オーガニックレストランでは、

- ・オーガニック食材80%以上の料理を5品以上提供
- ・店舗や広告等の見やすい場所にJASマークを表示



・メニューなどで、オーガニック食材の認証状況や配合割合等を正しく表示

・配合割合は記号で表示しても良い



⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

農林水産省では、食品安全に関するリスク管理の取組みとして、どのような有害化学物質がどの程度農林水産物等に含有されているのかを調査しています（汚染実態調査）。FAMICは、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しており、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得しています。

令和3年度は、当該計画に基づく小麦、大麦及びライ麦中のかび毒等888件の分析調査に加え、追加分析及び予備調査※として小麦及び大麦中のかび毒80件の分析を行い、基礎データの収集、把握に貢献しました。

※予備調査として農林水産省と農研機構が実施する麦類のDON配糖体の蓄積に関する調査について、分析データを提供し、品種、栽培地域・条件による蓄積状況の知見に貢献しました。



⑦ その他の業務

FAMICは、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。

令和3年度は、受講者のニーズが見込まれる有機JAS認証制度と有機に係る食品表示に関する講習会や食品の原料原産地表示に関する講習会を全国で7回開催しました。このうち3回は受講者の利便性を考慮し、リモート配信により実施しました。



9. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,761	6,761	
施設整備費補助金	41	34	
受託収入	0	2	
諸収入	45	44	
前年度よりの繰越金	—	—	
計	6,848	6,841	
支出			
業務経費	758	715	
施設整備費	41	34	
受託経費	0	2	
一般管理費	527	511	
人件費	5,520	5,392	
計	6,848	6,654	

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesanhokoku.html



10. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,178	流動負債	988
現金・預金等(*1)	775	未払金・預り金等	612
引当金見返	376	引当金	376
その他	27	固定負債	5,176
固定資産	11,143	資産見返負債	437
有形固定資産	6,703	引当金	4,428
引当金見返	4,427	その他	312
その他	13		
		負債合計	6,164
		純資産の部(*2)	金額
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	Δ4,142
		利益剰余金	189
		純資産合計	6,156
資産合計	12,321	負債純資産合計	12,321

(注) 1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。以下、他の財務諸表についても同様です。

2. 財務諸表内の(*)は、各科目・項目の対応関係を示しています。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,582
経常費用(*3)	6,581
臨時損失(*4)	1
その他行政コスト(*5)	173
行政コスト合計	6,755

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（＊３）	6,581
調査指導業務費	5,534
人件費	4,606
減価償却費	111
その他	817
一般管理費	1,047
人件費	835
減価償却費	17
その他	195
財務費用	－
経常収益	6,766
運営費交付金収益	5,831
事業収益等自己収入	42
その他	893
臨時損失（＊４）	1
臨時利益	3
当期純利益（＊６）	187
前事業年度繰越積立金取崩額	1
当期総利益	188

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	Δ 4,004	377	6,483
当期変動額				
固定資産の取得	－	34	－	34
その他行政コスト（＊５）	－	Δ 173	－	Δ 173
国庫納付金の納付	－	－	Δ 375	Δ 375
当期純利益（＊６）	－	－	187	187
当期末残高（＊２）	10,110	Δ 4,142	189	6,156

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	Δ 77
人件費支出	Δ 5,471
運営費交付金収入	6,761
事業収益等自己収入	42
その他収入・支出	Δ 1,408
投資活動によるキャッシュ・フロー	Δ 183
資金増加額（又は減少額）	Δ 259
資金期首残高	1,034
資金期末残高（※ 7）	775

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（※ 7）	775
定期預金	-
現金及び預金（※ 1）	775

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22.jyou/zaimusyohyou.html



11. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は12,321百万円と、前年度末比438百万円減（前期は12,758百万円）となっています。これは、現金及び預金が259百万円減（25.1%減）したこと、賞与引当金見返が43百万円減（10.3%減）となったこと、減価償却等により有形固定資産が137百万円減（2.0%減）となったことが主な要因です。

負債合計は6,164百万円と、前年度末比111百万円減（前期は6,275百万円）となっています。これは、退職金等の未払金が79百万円減（12.0%減）となったこと、賞与引当金が43百万円減（10.3%減）となったことが主な要因です。

純資産合計は、6,156百万円であり、資本金（政府出資金）10,110百万円、資本剰余金△4,142百万円、利益剰余金は189百万円となります。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、6,755百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、6,582百万円、その他行政コストは173百万円となっています。

(3) 損益計算書

経常費用は6,581百万円と、前年度比20百万円増（0.3%増）となっています。これは、支給対象人員の増により給与、賞与及び諸手当が前年度比13百万円増（0.3%増）となったこと、保守・修繕費が前年度比9百万円増（2.8%増）となったことが主な要因です。

当期総利益は188百万円と、前年度比182百万円減（前期は370百万円）となっています。これは、運営費交付金収益等の経常収益が前年度比163百万円減少したのに対し、経常費用が前年度比20百万円増加したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益188百万円を計上した結果、6,156百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△77百万円と、前年度比284百万円減（前期は207百万円）となっています。これは、人件費支出が前年度比129百万円減（2.3%減）となっていること、国庫納付金の支払額が前年度比268百万円増（前期は△108百万円）となっていること、その他の業務支出が前年度比35百万円増（3.5%増）となっていること及び運営費交付金収入が前年度比112百万円減（1.6%減）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△183百万円（前期は△87百万円）となっています。これは、有形固定資産の取得による支出が132百万円増（前期は△90百万円）となったことが主な要因です。

12. 内部統制の運用に関する情報

FAMICは、理事長及び理事の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備・運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

（１）内部統制に関する事項（業務方法書第93条、第95条、第97条）

FAMICは、理事長の意思決定を補佐するため設置する役員会において、内部統制に関する重要事項を審議するとともに、内部統制の推進等を目的として内部統制委員会を設置しています。

令和３年度は、内部統制委員会を１回開催し、リスク管理委員会に対して、リスク管理表のリスク管理項目の追加を指示する等、内部統制の推進を図りました。

（２）リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第98条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置しています。

令和３年度は、リスク管理委員会を２回開催し、各業務で識別、評価したリスクについて、対応方針を決定してリスクを管理しました。また、職員のリスク管理に関する理解を深め、活動への参加意識の醸成を図ることを目的として、eラーニング方式による教育研修を実施しました。

（３）監事監査に関する事項（業務方法書第101条）

FAMICは、通則法第19条第４項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和３年度は、監事補佐として、業務監査室の職員２名を指名し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等（※）に係る事務を行いました。

※ 独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

（４）内部監査に関する事項（業務方法書第102条）

理事長は、FAMICの業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果及び改善措置状況を報告させています。

なお、令和３年度の内部監査では、軽微な不適合４件が検出されました。

（５）入札・契約に関する事項（業務方法書第104条）

入札・契約の透明性を担保し、調達等の合理化における自律的かつ継続的な取組みに関する点検を行うため、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。

令和３年度は、契約監視委員会を２回開催し、入札及び契約の妥当性等について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会の審議概要をホームページで公表しました。

（６）予算の適正な配分に関する事項（業務方法書第105条）

運営費交付金を原資とする予算を適正に配分するための体制を整備し、その評価結果をFAMIC内部の予算配分等に反映する仕組みを設けています。

令和３年度は、役員会で３ヶ月毎に予算の執行状況を確認し、予算執行状況を踏まえた予算の再配分を行いました。

13. 法人の基本情報

（１）沿革

（旧農林水産消費技術センター関係）

平成３年４月	農林水産省農林規格検査所から 農林水産省農林水産消費技術センターに改組
平成13年４月	独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立

（旧肥飼料検査所関係）

昭和38年１月	農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して 農林省肥飼料検査所となる
平成13年４月	独立行政法人肥飼料検査所として設立

（旧農薬検査所関係）

昭和22年６月	農林省農薬検査所設置
平成13年４月	独立行政法人農薬検査所として設立

平成19年４月	上記３法人を統合して 独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立
平成27年４月	行政執行法人となる

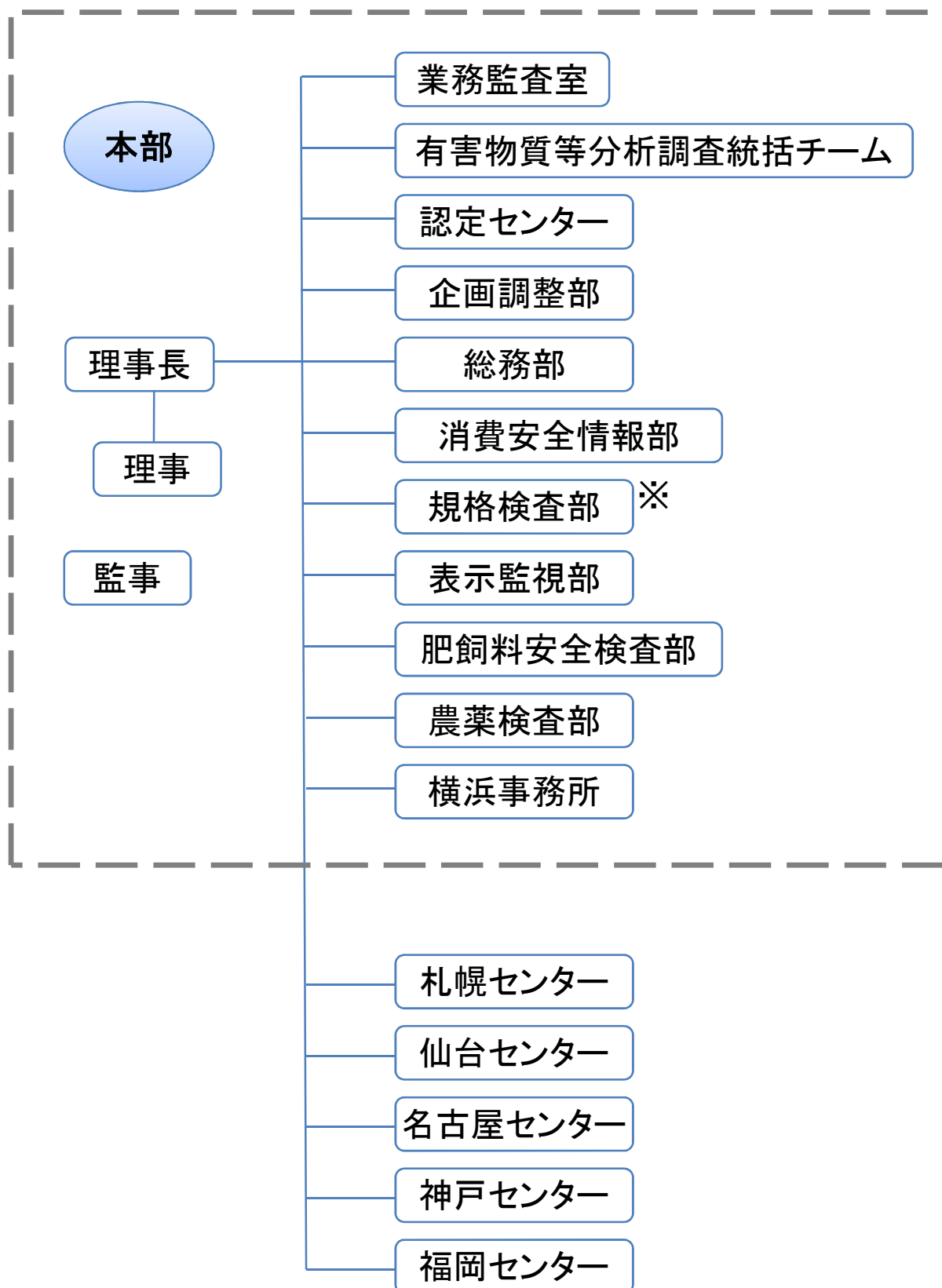
（２）設立に係る根拠法

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

（３）主務大臣（主務省所管課）

農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課）

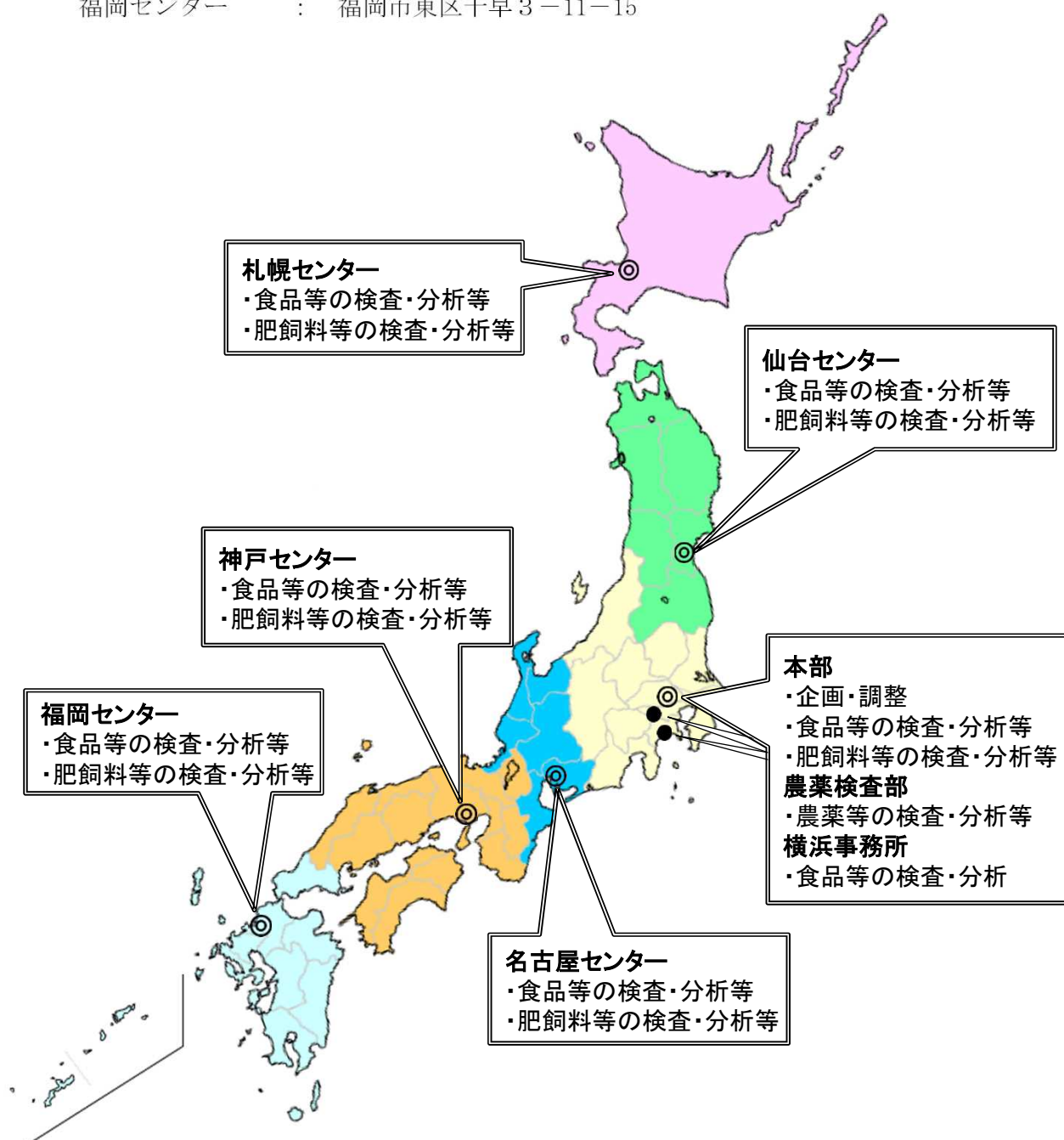
(4) 組織図



※ 規格検査部は令和4年4月1日以降は規格調査部に再編

(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本 部 : さいたま市中央区新都心 2-1
 さいたま新都心合同庁舎検査棟
 農薬検査部 : 東京都小平市鈴木町 2-772
 横浜事務所 : 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎
 札幌センター : 札幌市北区北 10 条西 4-1-13 道新北ビル
 : 札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第 2 合同庁舎
 仙台センター : 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎
 名古屋センター : 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館
 神戸センター : 神戸市中央区港島南町 1-3-7
 福岡センター : 福岡市東区千早 3-11-15



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定の関連会社及び関連公益法人は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産	8,144	7,929	12,737	12,758	12,321
負債	1,387	1,456	6,379	6,275	6,164
純資産	6,758	6,474	6,357	6,483	6,156
行政コスト(注)	－	－	12,003	6,732	6,755
経常費用	6,564	6,684	6,766	6,561	6,581
経常収益	6,671	6,737	6,877	6,929	6,766
当期総利益	110	54	115	370	188

(注) 行政コストは、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成30年9月3日改訂)に伴い、令和元年度から計算しております。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 別	金額
収入	
運営費交付金	6,719
施設整備費補助金	57
受託収入	2
諸収入	44
前年度よりの繰越金	－
計	6,822
支出	
業務経費	749
施設整備費	57
受託経費	2
一般管理費	614
人件費	5,399
計	6,822

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金額
費用の部	7,618
経常費用	7,618
人件費	5,399
業務費	656
受託経費	2
一般管理費	613
減価償却費	106
賞与引当金繰入	422
退職給付費用	419
財務費用	－
臨時損失	－
収益の部	7,616
運営費交付金収益	6,623
受託収入	2
諸収入	44
資産見返運営費交付金戻入	106
資産見返物品受贈額戻入	－
賞与引当金見返に係る収益	422
退職給付引当金見返に係る収益	419
臨時利益	－
純利益	Δ 1
前年度繰越積立金取崩額	1
総利益	－

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	6,822
業務活動による支出	6,669
投資活動による支出	154
財務活動による支出	－
翌年度への繰越金	－
資金収入	6,822
業務活動による収入	6,765
運営費交付金による収入	6,719
受託収入	2
その他の収入	44
投資活動による収入	57
施設整備費補助金による収入	57
その他の収入	－
財務活動による収入	－
前年度よりの繰越金	－

詳細につきましては、令和4年度事業計画をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html



14. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	： 現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
引当金見返（流動資産）	： 運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う流動資産で、賞与引当金見返が該当
有形固定資産	： 土地、建物、機械及び装置、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	： 有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
引当金見返（投資その他の資産）	： 運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う投資その他の資産で、退職給付引当金見返が該当
未払金・預り金	： 一年以内に対価の支払をすべき債務
引当金（流動負債）	： 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
資産見返負債	： 事業計画の想定範囲内で、運営費交付金により償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	： 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	： 資産除去債務等
資本金	： 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	： 国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	： 独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	： 損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	： 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	： 独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

調査指導業務費	:	独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	:	事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用
人件費	:	給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
財務費用	:	利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	:	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	:	手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	:	固定資産の売却損益等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高	:	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	---	-----------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	:	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	:	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

① 公式Facebook (令和3年4月～)

<https://www.facebook.com/famamimic>



② 公式Youtube (令和3年6月～)

https://www.youtube.com/channel/UCS_ntChNzbMF6s6B62NZYtw



③ ホームページ

<http://www.famic.go.jp/>



④ 広報誌「大きな目小さな目」

広報誌では、農業生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報、食品等のQ&A等を、年4回定期的に発行しています。広報誌は、ホームページでも公表しています。

http://www.famic.go.jp/public_relations_magazine/kouhoushi/index.html



⑤ メールマガジン

メールマガジンでは、FAMICホームページの最新情報、行事・講習会の情報のほか、各府庁省の報道発表資料、その時々のお話等の情報を掲載し、月3回以上配信しています。

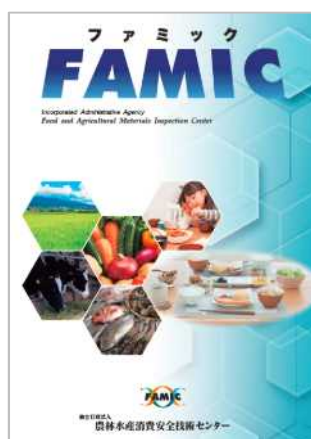
http://www.famic.go.jp/mail_magazine/stand.html



メールマガジンの配信をご希望される方は下のQRコードを読み込み、登録をしてください。



⑥ パンフレット等



パンフレット

<http://www.famic.go.jp/information/koho/>



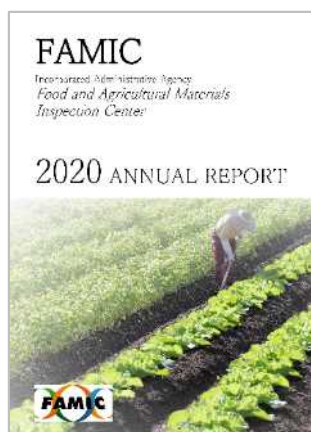
環境報告書

http://www.famic.go.jp/public/information/kankyo_report/index.html



業務実績レポート

<http://www.famic.go.jp/public/information/sonota/report.html>



ANNUAL REPORT

<http://www.famic.go.jp/english/>





肥料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub10.html>



農薬調査研究報告

https://www.acis.famic.go.jp/acis/chouken/chouken/chouken_index.htm



飼料研究報告

<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub12.html>



食品関係等調査研究報告

http://www.famic.go.jp/technical_information/investigation_research_report/index.html





/FAMIC公式フェイスブック



/FAMIC公式チャンネル



独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
FAMIC(ファミック)
<http://www.famic.go.jp/>